

# 自殺対策を取り巻く動向

## 1 国の動向

全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続き、平成22年以降3万人を下回る状況が続き、令和3年では2万830人まで減少してきています。

国においては平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、平成28年に改正し、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置づけ、都道府県及び市町村に自殺対策についての計画策定を義務づけました。

さらに、自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

## 2 都の動向

東京都においては、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的に、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定し、平成30年6月に「自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定しました。令和5年3月には、「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン(第2次)～」を策定しました。自殺の状況やこれまでの取組を踏まえ、以下の6項目を集中的に取り組む重点項目として位置づけ、関係機関や関係団体、区市町村と連携を図りながら、幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するとされています。

- ①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
- ②悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
- ③働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
- ④困難を抱える女性への支援を更に充実する
- ⑤児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
- ⑥遺された方への支援を強力に推進する